令和元年　№17

〇東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

改正理由

　名誉教授の選考に係る選考基準の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

〇東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

改正理由

　東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

　令和元年12月11日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年12月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

令和元年規程第14号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和元年12月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

令和元年細則第１号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年４月２日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：名誉教授の選考に係る選考基準の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１章　総則 〔省略〕 （議決） 第３条　評議会は，第５条第７号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。 〔省略〕 第２章　選考基準 （選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。ただし，第５号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあったもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関又は大学共同利用機関法人における機関の長，教授（教授相当職を含む。）としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上になる者	第１章　総則 〔省略〕 （議決） 第３条　評議会は，第５条第６号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。 〔省略〕 第２章　選考基準 （選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあったもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であって教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であって教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関又は大学共同利用機関法人における機関の長，教授（教授相当職を含む。）としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上になる者 エ　本学の役職に在職し，任期を満了した者

(4) 本学に学長又は教授として通算７年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の役職に在職し，任期を満了したもの (5) 本学に学長，教授，准教授又は講師として勤務した者であって，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの (6) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があった者 (7) その他前各号と同等以上の功績があったと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第４号までの勤務年数の計算に当たっては，本学の教授として勤務した者に限り，准教授（助教授及び准教授相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその10分の７を，講師（講師相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 第３章　名誉教授候補者選考委員会 〔省略〕 （議事） 第１０条　委員会は，原則として委員全員の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。 ２　名誉教授候補者の選考は，候補者ごとに無記名投票により行い，全委員の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし，第５条第７号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては，全委員の賛成を得なければならない。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和元年12月12日から施行する。ただし，平成16年４月１日以降この規程の施行の日の前日までの間に退職した者で，改正後の第５条第４号の規定に該当する者については，選考の上，名誉教授の称号を授与することができる。	(4) 本学に学長，教授，准教授又は講師として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者 (5) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があった者 (6) その他前各号と同等以上の功績があったと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，本学の教授として勤務した者に限り，准教授（助教授及び准教授相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその10分の７を，講師（講師相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 第３章　名誉教授候補者選考委員会 〔省略〕 （議事） 第１０条　委員会は，原則として委員全員の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。 ２　名誉教授候補者の選考は，各候補者ごとに無記名投票により行い，全委員の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし，第５条第６号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては，全委員の賛成を得なければならない。 〔省略〕

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第６条　規程第５条第４号の「役職」とは，副学長，学系長，附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の職をいう。 第７条　規程第５条第５号の「教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの」とは，文化勲章，学士院賞，芸術院賞等を受けた者又は文化功労者，日本学士院会員，日本芸術院会員等となった者をいう。 〔省略〕 附　則 この細則は，令和元年12月12日から施行する。	〔省略〕 第６条　規程第５条第３号エの「役職」とは，副学長，学系長，附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の職をいう。 第７条　規程第５条第４号に掲げる者とは，文化勲章，学士院賞，芸術院賞等を受けた者又は文化功労者，日本学士院会員，日本芸術院会員等となった者をいうものとする。 〔省略〕